

利用のご案内

大阪府立体育会館の利用にあたっては、次の事を遵守してください。また、職員の指示に従ってください。
遵守しない場合、職員の指示に従わない場合は、利用日当日であっても利用中止とします。
利用中止となった場合でも、大阪府及び大阪府立体育会館の指定管理者は一切の責任は負いません。
また、施設利用料金及び附帯設備利用料金の返金も行ないません。

※利用手続きについて

- 電話、もしくは来館にて確実に利用する日の空き状況を確認し、申し込んで下さい。
【利用日確定後の変更は出来ません。キャンセルされますとキャンセル料がかかります。】
- 新規での利用は、最初に来館して頂き、登録をして頂いた後、予約可能となります。

※館内利用について

- 附帯設備(用具)の準備・後片付けは、職員に連絡のうえ利用者で行なって下さい。
- 利用後、フロア及び諸室・観覧席・ロビー・その他周辺の清掃を必ずして頂きます。
【清掃業者を手配する事も可能です。詳しくは職員にご確認下さい。】
- 上記の2点は利用時間内に含みます。必ず、原状復帰をお願いします。
- ゴミはすべて持ち帰り下さい。(有料処理の場合は下記を参照し職員の指示に従って下さい。)
【体育会館でのゴミ処理は有料です。専用カート1杯¥3,850(消費税含む)】
【体育会館でゴミ処理をする場合は一般ゴミ・缶・ビン・ペットボトル・紙に分別して下さい。】
【分別がされていないゴミの処理は受け付けしません。また、粗大ごみについても受け付けしません。】
- 館内は全館禁煙です。 ドローンの操縦、撮影原則禁止。
- 搬入搬出時の車両の乗り入れ時やフォークリフトを使用時の作業時には、
天井高や壁等に常に注意を払い、接触や事故が無いよう安全作業を心掛けること。又、
フォークリフトを使用する場合は運転手を決め担当者以外は運転しないこと。又、作業責任者を決め常に注意喚起を行いながら作業をすること。
- 建物や附帯設備等を破損した場合は、利用者負担で原状復帰して頂きます。

※附帯設備について

- 館内のコンセント使用は、電気代が発生します。
- 販売行為があった場合、別途床代もしくは土地代が発生します。
- 冷暖房装置の起動には時間がかかります。使用の場合は、出来るだけ前もってご連絡をお願いします。
- 数に限りがある附帯設備(用具)もございます。使用の場合は事前にご連絡をお願いします。

※禁止事項

- 利用の権利を他の団体に譲渡又は転貸すること。
- 正当な手続きによらないで、利用の目的・内容等を変更すること。
- 競技場内での飲食及び土足。(室内用運動靴またはスリッパをはいてください。)
- 競技場以外(廊下、ロビー、観覧席等)での練習行為。(ウォーミングアップやボール等の使用)
- 当会館の承認なく物品(飲食物含む)を販売する行為。 紙テープ・両面テープでのシート養生や貼り紙。
- 火気を使用すること。 衛生・風紀・保安上障害となるような行為。
- 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、および反社会的勢力の利益となる利用。
- 当会館敷地内(建物内含む)での公序良俗に反する行為。(大会パンフレットや配布物、掲示物の内容も含む)
【大会パンフレットや配布物、掲示物の内容は開催一週間前までに職員に提示して頂きます。】
【職員が公序良俗に反すると判断した場合は、配布や掲示は出来ません。】

上記並びに裏面の内容(条例等)について確認しました。

年 月 日

団体名

代表者名

条例・施行規則の抜粋

○大阪府立体育会館条例（抜粋）

（設置）

第一条 体育及びスポーツの振興を図り、併せて文化的な集会及び催物の場を提供するため、大阪府立体育会館（以下「会館」という。）を大阪市浪速区難波中三丁目に設置する。

（利用の承認）

第二条 会館（駐車場を除く。）を利用しようとするものは、あらかじめ大阪府教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

2 委員会は、前項の規定により利用の承認を受けようとするものが次の各号のいずれかに該当するときは、会館の利用を承認しないものとする。

一 会館の利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。

二 前号に掲げるもののほか、会館の管理上支障があると認められるとき。

（利用の承認の取消し等）

第三条 委員会は、前条第一項の規定により利用の承認を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、会館の利用の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止させることができる。

一 会館の利用について、団体名、利用目的等偽りの申込みをしたとき。

二 他の利用者に危害を加え、若しくは不快の念を起こさせ、又はそのおそれがあるとき。

三 会館の建物又は設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあるとき。

四 会館の利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。

五 この条例若しくはこの条例に基づく大阪府教育委員会規則（以下「委員会規則」という。）の規定又は利用の承認に係る条件に違反したとき。

六 前各号に掲げるもののほか、会館の管理上支障があると認められるとき。

○大阪府立体育会館条例施行規則（抜粋）

（入館の制限等）

第十四条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を禁じ、又は退館を命じることができる。

一 他の利用者に危害を加え、若しくは不快の念を起こさせ、又はそのおそれがある者

二 会館の建物又は設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがある者

三 承認なしに飲食物を持ち込み、若しくは販売し、若しくは商品その他の物品を陳列し、配布し、若しくは販売し、又はそのおそれのある者

四 前三号に掲げる者のほか、会館の管理上支障があると認められる者

（設備の変更の禁止）

第十五条 利用者は、会館を模様替えし、又は設備を付加してはならない。ただし、指定管理者の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により指定管理者の承認を受け会館を模様替えし、又は設備を付加した利用者は、利用後直ちにこれを原状に復さなければならない。

（賠償）

第十六条 会館の建物又は設備を損傷し、又は汚損したものは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

○大阪府暴力団排除条例（抜粋）

（公共工事等からの暴力団の排除）

第十条 府は、暴力団員及び暴力団密接関係者が公共工事等の契約の相手方（以下「元請負人」という。）及び次に掲げる者（以下「下請負人等」という。）となることを許してはならないものとする。

一 下請負人（公共工事等に係る全ての請負人又は受託者（元請負人を除く。）をいい、第二次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含む。以下同じ。）

二 元請負人又は下請負人と公共工事等に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結する者（下請負人に該当する者を除く。）

（暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止）

第十六条 暴力団員等は、事業者から当該事業者が第十四条第一項若しくは第二項の規定に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者に当該事業者がこれらの項の規定に違反することとなる当該暴力団員等が指定した者に対する利益の供与をさせてはならない。

暴力団員等は、事業者から当該事業者が第十四条第三項の規定に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者に当該事業者が同項の規定に違反することとなる当該暴力団員等が指定した者に対する利益の供与をさせてはならない。